

第68回定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成25年6月26日（水曜日）

午前10時

開催場所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号

当社水戸支店7階会議室

 MITO

水戸証券株式会社

証券コード：8622

○目次

第68回定時株主総会招集ご通知…………… 1

（添付書類）

事業報告

1. 会社の現況に関する事項…………… 4
2. 会社の株式に関する事項…………… 10
3. 会社役員に関する事項…………… 11
4. 社外役員に関する事項…………… 12
5. 会計監査人に関する事項…………… 13
6. 業務の適正を確保するための体制等の
整備についての決議の内容の概要…………… 13

計算書類…………… 18

監査報告書…………… 33

（株主総会参考書類）

- 第1号議案 剰余金の処分の件…………… 35
- 第2号議案 取締役3名選任の件…………… 36
- 第3号議案 監査役2名選任の件…………… 37
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件…………… 38

株主総会会場ご案内図

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目3番10号
水戸証券株式会社
代表取締役社長 小林 一彦

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、折返しご返送くださるか、または議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) より、平成25年6月25日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室

3. 目的事項

報告事項 第68期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

次頁【議決権の行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日は当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】**(1) 代理人による議決権行使**

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(2) 株主総会参考書類、事業報告および計算書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正の内容を当社ホームページ (<http://www.mito.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(3) 電磁的方法による議決権行使のご案内

- ① インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-sokai.jp>) をご利用いただくことによるのみ可能です。この議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、

議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

操作方法の詳細につきましてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



なお、インターネットによる議決権行使に際しては、3頁に記載の〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕をご確認くださいますようお願い申し上げます。

- ② インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- ③ インターネットによる議決権行使は、平成25年6月25日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ④ 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑤ インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ⑥ 議決権行使サイトをご利用いただく際の通信料金等は株主様のご負担となります。

以上

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. パソコンを利用する場合

- (1) インターネットにアクセスできること。
- (2) 画面の解像度が横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (3) インターネット閲覧 (ブラウザ) ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP2以降を使用できること。
- (4) ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧 (ブラウザ) ソフトウェアを使用することができること。
- (5) 議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader™ Ver.4.0以降またはAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※ Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の Adobe® Acrobat® Reader™ および Adobe® Reader® は米国 Adobe Systems Incorporated の米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

2. 携帯電話を利用する場合

- (1) 「i モード」、[EZweb]、[Yahoo!ケータイ] のいずれかのインターネット接続サービスが利用できること。
- (2) 暗号化通信が可能な128bitSSL通信機能を搭載した機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信 (暗号化通信) が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。)

※ i モードは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は、米国Yahoo! Incorporated、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標またはサービス名です。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。ようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社代理人部 IT総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】 0120-707-743 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

以上

事業報告

(平成24年4月1日から
平成25年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、震災復興需要やエコカー減税などの需要促進策に加え、日銀による金融緩和策の効果もあり消費者需要は堅調な動きとなりました。幅広い業種において設備投資が復調したことや自動車生産が回復したことにより、雇用情勢も改善が見られました。しかし、世界経済は欧州債務危機や中国経済の成長鈍化などによる影響を受け、秋以降後退色を強め、米国経済においては、所謂「財政の崖」が懸念されました。

株式市場は、日経平均株価が10,161円72銭からスタートしたものの、欧州問題や世界経済の減速傾向、円高を背景に右肩下がりの展開を余儀なくされました。更に、欧州問題がギリシャからスペインへ飛び火したことや、フランス大統領選挙でサルコジ氏が敗北したことにより、債務問題をめぐって独仏の足並みが揃わなくなる可能性も嫌気され、6月初旬には8,238円96銭まで下落しました。その後は9,000円台前半まで回復したものの、長引く円高で輸出関連銘柄の買いが見送られたほか、領土問題を起因とする日中関係の緊迫化から中国関連企業に対する業績下方修正が懸念され、8,000円台半ばから9,000円台前半を往復する「レンジ」相場となりました。しかし、11月半ばの衆議院解散以降、政権交代と政策への期待から株価は力強い戻りを見せ、12月半ばに衆院選で自民党が大勝すると、日経平均株価は1万円の大台を超えました。安倍首相が主張する所謂「アベノミクス」への期待から、海外投資家・個人投資家の買いをとめない年明け以降も株価は上昇し、当事業年度末の日経平均株価は12,397円91銭で取引を終えました。このような状況のもと、当社における株式委託売買金額は8,550億円（前期比136.8%）となりました。

債券市場は、10年国債利回りが1.010%で始まりましたが、欧州債務問題への警戒感や欧米景気の底割れ懸念などから欧米主要国が金融緩和政策を強めたため、8月17日には10年国債利回りが0.860%まで低下しました。12月の衆院選挙後は安倍首相がデフレ脱却のために日銀に対し金融緩和策の強化を促したことから更に金利低下に拍車がかかり、年が明けた3月28日には10年国債利回りは0.510%まで低下し、当事業年度末は0.560%となりました。このような状況のもと、当事業年度の債券発行市場では、普通社債が8兆1,524億円（前期比98.1%）発行され、うち当社の引受額は、6億40百万円（前期比88.9%）となりました。

投資信託は、数年に及ぶ世界的な金融緩和政策等の効果により、米国を中心とした景気回復の兆しが見え始め、日本においても昨年11月から始まった安倍政権に対する期待感の上昇とともに株高・円安が進み、期末にかけて投資環境は大きく好転し、販売額および残高も順調に増加しました。販売動向の特色としては、為替リスクを低減する為替ヘッジ付ファンドが年度をとおして人気を集める一方、高い分配金を期待したニーズの受け皿として、ブラジルなどの高金利通貨を選択した通貨選択型ファンドも選好されました。

当社においても、期初から継続して新興国債券、ハイ・イールド債券、国際R E I Tへ投資するファンドは人気を集め、投資環境の好転とともに、米国株式や国内R E I Tへ投資するファンドの販売額が期末にかけ一段と大きく伸び、残高も回復傾向を辿りました。このような状況のもと、当社における投資信託の期末純資産額は2,772億円（前期比114.0%）となりました。

外貨建債券は当事業年度において毎月売出を行い、ロシア・ルーブル建債券、トルコ・リラ建債券やインドネシア・ルピア建債券などを中心に販売は好調に推移しました。当社における外貨建債券の期末残存残高は595億円（前期比121.9%）となりました。

以上のことから、当事業年度の業績は、営業収益が140億62百万円（前期比127.9%）、営業収益より金融費用を控除した純営業収益は139億76百万円（同128.4%）となりました。また、販売費・一般管理費は114億99百万円（同105.8%）となり、その結果、営業利益は24億77百万円（同19,518.9%）、経常利益は28億47百万円（同996.2%）、当期純利益は26億12百万円（同1,910.3%）となりました。

主な概況は以下のとおりであります。

① 受入手数料

当事業年度の受入手数料の合計は、102億60百万円（前期比128.8%）となりました。

イ 委託手数料

「委託手数料」は、53億66百万円（同141.3%）となりました。これは、株券委託売買金額が8,550億円（同136.8%）と増加したことにより、株式の委託手数料が53億33百万円（同141.4%）となったことによるものです。なお、債券の委託手数料は0百万円（同291.4%）、その他の委託手数料は32百万円（同120.4%）となりました。

ロ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

「引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料」は、74百万円（同417.2%）となりました。これは、主に株券が69百万円（同484.4%）となったことによるものです。

ハ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料、その他の受入手数料
主に投資信託の販売手数料で構成される「募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料」は、33億19百万円（同126.2%）となりました。これは、ハイ・イールド債や新興国のソブリン債等を主な投資対象とする投資信託の販売が好調だったことによるものです。また、「その他の受入手数料」は、投資信託の代行手数料の減少等により、14億99百万円（同98.6%）となりました。

② トレーディング損益

当事業年度のトレーディング損益は、株券等がディーリング部門の廃止等により99百万円（前期比16.8%）、債券・為替等が外債等の販売増により33億89百万円（同161.6%）となり、合計で34億88百万円（同129.8%）となりました。

③ 金融収支

当事業年度の金融収益は、信用取引収益や受取配当金の減少等により2億62百万円（前期比96.9%）、金融費用は信用取引費用や支払利息の減少等により85百万円（同79.1%）で差引収支は1億76百万円（同108.8%）の利益となりました。

④ 販売費・一般管理費

当事業年度の販売費・一般管理費は、ディーリング部の廃止により取引関係費が減少したことや本社賃借料等の減少により不動産関係費が減少する一方、業績の回復により人件費が増加したことから、114億99百万円（前期比105.8%）となりました。

⑤ 特別損益

当事業年度の特別利益は、投資有価証券売却益1億67百万円（前事業年度実績1億60百万円）、金融商品取引責任準備金戻入6百万円（同0百万円）となりました。また、特別損失は、システム契約解約損38百万円（同-百万円）、投資有価証券売却損28百万円（同9百万円）、固定資産廃棄損13百万円（同45百万円）、減損損失11百万円（同98百万円）となり、差引80百万円の利益（同1億46百万円の損失）となりました。

受入手数料の商品別内訳は、次のとおりであります。

区 分	第 67 期		第 68 期 (当事業年度)	
	(23.4.1~24.3.31)	構 成 比	(24.4.1~25.3.31)	構 成 比
株 式	3,822 百万円	48.0 %	5,439 百万円	53.0 %
債 券	19	0.2	16	0.2
受 益 証 券	4,115	51.7	4,795	46.7
そ の 他	8	0.1	7	0.1
合 計	7,966	100.0	10,260	100.0

(2) 資金調達の状況

増資・社債の発行等による資金調達は実施しておりません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度は、主要な設備投資は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、収益構造の改善と生産性の向上による安定的な経営基盤の構築に努めることを重要な経営課題とし、第二次中期経営計画（平成22年4月から平成25年3月）を推進してまいりました。その結果、収入構造については着実に改善が進みましたが、安定収益基盤の構築については道半ばであり、当社の対処すべき重要な経営課題であると認識しております。

当社は、これまでの成果と当社の強みを活かし、投資信託・ファンドラップ・外国債券を軸としたストック収入の増大を図り、安定的に利益をあげる企業構造構築のための取り組み方針として、第三次中期経営計画（平成25年4月から平成28年3月）を策定いたしました。

第三次中期経営計画において、当社はお客さまにとって「安心して取引ができる」「運用アドバイスがうまい」「いつでもどこでも相談できる」資産運用アドバイザーであり続けることをミッションといたしました。

当社は、ミッション達成のため以下の施策を推進してまいります。

〈店舗機能の充実〉

お客さまとの接点を拡充するため、店舗の展開・形態を見直し、身近で親身になって相談できる店舗をつくります。

〈商品の多様化〉

お客さまの投資目的にマッチした投資信託、信用度や流動性の高い外国債券、リスクを抑えた運用が特長のファンドラップの提供を続けるとともに、外国株式と仕組債の取扱いを拡充します。

〈アドバイスキルの向上〉

A F P、C F P等の資格を持った営業員を配置し、お客さまの運用ニーズに応えます。

〈情報提供の強化〉

投資情報に加え、お客さまのライフプラン、マネープランに欠かせない相続・贈与・税制等に関する相談に応じ、手続き等をサポートします。

〈業務品質の向上〉

スピーディーで正確な仕事をします。

(5) 財産および損益の状況

区 分	第65期 (21.4.1~22.3.31)	第66期 (22.4.1~23.3.31)	第67期 (23.4.1~24.3.31)	第68期 (当事業年度)
営 業 収 益	11,203	10,739	10,993	14,062
(うち受入手数料)	(8,763)	(8,314)	(7,966)	(10,260)
経 常 利 益	△433	△487	285	2,847
当 期 純 利 益	△904	△725	136	2,612
1株当たり当期純利益	△12円19銭	△9円79銭	1円84銭	35円24銭
総 資 産	54,584	46,106	45,958	58,636
純 資 産	29,154	27,724	28,162	33,696

(6) 主要な事業内容

① 株式業務

株式業務は、株式について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱業務から成り立っております。

その主な内容は、次のとおりであります。

イ. 委託売買業務

金融商品取引所、店頭市場において、顧客の注文に従って売買を執行する業務

ロ. 自己売買業務

当社が自己の計算において売買を行う業務

ハ. 引受け・売出し業務

株式の募集または売出しにつき、売れ残りを引き取る条件で顧客に販売する業務

ニ. 募集・売出しの取扱業務

株式の募集または売出しにつき、顧客に販売する業務

② 債券業務

債券業務は、国、地方公共団体、企業等の発行する債券について、流通市場における委託売買業務、自己売買業務および発行市場における引受業務、募集の取扱業務、私募の取扱業務から成り立っております。

③ 投資信託業務

投資信託業務は、投資信託受益証券および外国投資信託受益証券の募集の取扱業務ならびに売買業務から成り立っております。

④ 証券先物取引業務

証券先物取引業務は、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引および外国市場証券先物取引の委託取引業務ならびに自己取引業務から成り立っております。

⑤ 投資運用業務

投資運用業務は、顧客との投資一任契約に基づき、金銭その他の財産の運用とその指図を行う業務から成り立っております。

(7) 営業所の状況

所在地別内訳

本店 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

支店 茨城県 水戸・日立・土浦・つくば・石岡・取手・
千葉県 千葉・柏・館山・佐原
神奈川県 横浜・秦野
栃木県 小山・足利
群馬県 高崎
埼玉県 川口・草加・所沢・東松山・熊谷
福島県 いわき

(8) 使用人の状況

区分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	540名	△29名	44.1歳	18.6年
女性	149	△20	37.6	14.2
計または平均	689	△49	42.6	17.6

(注) 使用人には出向社員2名、歩合外務員8名を含んでおります。

(9) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	1,500
株式会社常陽銀行	900
日本証券金融株式会社	250
株式会社東日本銀行	150
三井住友信託銀行株式会社	100
株式会社筑波銀行	70

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 194,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 77,289,033株
 (3) 当事業年度末の株主数 8,076名 (前期比136名増)
 (4) 大株主の状況

上位10名の株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
株 式 会 社 野 村 総 合 研 究 所	5,560	7.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	4,368	5.89
小 林 協 栄 株 式 会 社	3,626	4.89
株 式 会 社 常 陽 銀 行	3,474	4.69
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3,025	4.08
東 洋 証 券 株 式 会 社	2,800	3.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,107	2.84
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,000	2.70
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	1,167	1.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,097	1.48

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (3,153,459株) を控除して計算しております。
 2. JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から平成25年2月7日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年1月31日現在同社が4,731,000株 (保有割合6.12%) を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	小 林 一 彦		
取締役副社長 (代表取締役)	尾 坂 周 作	経営企画部、商品企画部、商品部、 投資顧問部管掌	
常務取締役	大 前 哲 也	リスク管理部、総務部、財務部管掌	
常務取締役	山 本 浩	人事部、システム統括部、事務企画 部、集中事務部管掌	
取 締 役	小 橋 三 男	営業第一ブロック・営業第二ブロッ ク、営業企画部、投資情報部、コン サルティング部、カスタマーセンタ ー、引受部管掌	
取 締 役	志 賀 功 一	監査部、コンプライアンス統括部、 営業考査部、審査部管掌	
常勤監査役	松 延 政 利		静岡東海証券株式会社 社外監査役 虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士 税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役
常勤監査役	猪 狩 久 夫		
監 査 役	大 野 了 一		
監 査 役	尾 林 雅 夫		

- (注) 1. 監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏は「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
2. 当社は、監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏を、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程第436条の2」に定める独立役員に指名しております。
3. 監査役 猪狩久夫氏は、当社経理部門に6年在籍し実務に携わった経験があり、また尾林雅夫氏は税理士であることから、両氏とも財務、会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社と他の法人等との関係
- ① 虎ノ門南法律事務所は、当社が法律上の助言等に関する顧問契約を締結している弁護士の所属する法律事務所であります。
 - ② 税理士法人日本橋総合会計は、当社が税務上の助言等に関する顧問契約を締結している法人であります。
 - ③ 佐藤製薬株式会社と当社は一切関係がございません。

(2) 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	名 6	194 百万円
監 査 役	4	39
合 計	10	233

(注) 株主総会決議に基づく報酬限度枠(年額)は、取締役400百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)、監査役60百万円以内(平成18年6月29日定時株主総会決議)であります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の主な活動状況

	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	大 野 了 一	当事業年度開催の取締役会19回のうち16回に出席し、また、監査役会6回の全てに出席し、主に弁護士としての立場から、当社の法的問題につき発言を行っております。
監査役	尾 林 雅 夫	当事業年度開催の取締役会19回の全てに、また、監査役会6回の全てにそれぞれ出席し、主に税理士としての立場から、当社の会計処理につき発言を行っております。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成18年6月29日開催の第61回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定するため、当社と社外監査役が締結している責任限定契約の内容は、金5百万円と、報酬その他監査役としての職務執行の対価として当社から受けまたは受けるべき財産上の利益の額の事業年度毎の合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額、のいずれか高い額であります。

(3) 社外役員の報酬等の総額

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	2名	7百万円

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 34百万円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である、システム移行プロジェクトの第三者機関評価業務についての対価を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任します。

当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は次のとおりであります。

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、会社の業務の適正性を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針について次のとおり定めるとともに、内部統制システムの改善・充実に不断の努力を行うものとする。

【取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】

- ① 取締役会は、法令・定款に基づき「取締役会規程」を制定し、取締役会付議・報告事項等を定め、当該規則に則り会社の業務を決定するとともに取締役の業務執行を監視・監督する。

- ② 当社は、「経営理念」、「倫理規程」、「行動規範」、「コンプライアンス方針」を制定し、代表取締役社長がその趣旨を繰り返し役職員に伝えることにより、法令および社会規範の遵守に努める。
- ③ 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、全社レベルのコンプライアンス体制の強化を推進するとともに、その活動内容は定期的に取り締役会および監査役に報告されるものとする。
- ④ 当社は、金融商品取引法その他の法令諸規則等の遵守状況を管理し、内部管理体制の強化を図るために、日本証券業協会規則に基づき、原則として代表取締役から内部管理を担当する内部管理統括責任者を選任する。
- ⑤ 当社は、法令・諸規則上疑義のある役職員の行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、社内および社外の通報制度（ホットライン）を設ける。
- ⑥ 執行役員および使用人は、法令および金融商品取引所・協会規則等に基づく「勧誘方針」ならびに「就業規則」、「従業員服務規則」等の社内規則に則り、職制を通じて適正な業務の遂行に努めるとともに、規則違反等があった場合は「就業規則」に基づく適正な懲戒処分を実施する。
- ⑦ 当社は、コンプライアンス体制の強化・充実を推進するために、各業務執行部門においては、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づく定期的な自己検証を実施する。
- ⑧ 当社は、業務執行部門から独立した監査部が定期的に内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、取締役会および監査役に適宜報告する。
- ⑨ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引は一切行わず、毅然とした態度で対応する。
- ⑩ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制を整備し、適正な運用に努めるとともに、それを評価するための体制を確保する。

【取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制】

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令・定款および取締役会規程、経営会議規程、諸会議・委員会規則、稟議決裁要領等の社内規則に基づき、文書により作成し関連資料とともに保存する。
- ② 文書は、社内規則に定める期間保存することとし、常時、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧・謄写できるように管理する。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

- ① 「リスク管理規程」、「リスク算定基準」、「リスク算定要領」等の社内規則を定め、金融商品取引法に規定するリスクカテゴリー毎の責任部署ならびに当該リスク算定を検証・統括する部署（リスク管理部）を設置し、リスク管理の状況について代表取締役および取締役会、監査役に定期的に報告する。
- ② 上記の他、オペレーショナルリスク、システムリスク等の業務に付随するリスク管理については、各業務の主管部署がリスクの把握とその未然防止に努めるとともに、リスクを統合的に管理する部署（リスク管理部）がリスクの現状について分析し、取締役会および監査役に定期的に報告する。
- ③ 内部監査部門（監査部）は、リスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長および監査役に報告する。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

- ① 意思決定・業務執行監督機関である取締役会のもとに経営会議および内部統制委員会・コンプライアンス委員会等の会議体組織を設置し、具体的な業務執行および内部統制・コンプライアンスに関する決定や取締役会審議事項の先議を行うなど職務執行の効率化を図る。
- ② 執行役員制度を導入し、執行役員の業務執行に係る責任と権限を明確にしたうえで、取締役は業務執行の指揮・監督を行う。
- ③ 定款および社内諸規則に基づく意思決定および「業務分掌・職務権限規程」の定めに基づき、適正かつ効率的に職務の執行を行う。
- ④ 年度計画および中期計画に基づき、毎期の業務部門毎の目標と予算を設定するとともに、管理会計システムによる月次・半期毎の実績集計とその結果報告を基にしたレビューによる改善・修正をもって業務の効率性を確保する。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項】

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役社長は監査役会と意見を交換し、監査部に必要な使用人を配置する。
- ② 前号の監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するために、当該使用人の異動・評価・懲戒処分については、監査役会の同意を必要とする。

【取締役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制】

- ① 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を監査役に報告しなければならない。
- ② 監査役は、必要に応じて会計監査人、取締役・執行役員および使用人に、業務執行状況について報告を求めることとする。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するとともに、監査方針および監査計画ならびに監査実施状況および結果について適宜説明することとする。
- ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うこととする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた基本方針と整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言している。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

- ① 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保する。
- ② 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士および日本証券業協会等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。
- ③ 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- ④ 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。
- ⑤ 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行わない。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

- ① 当社は、「倫理規程」ならびに「行動規範」を制定し、両規程に定める「社会秩序の維持と社会的貢献の実践」の実効性確保を図るため、「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定するとともに、当社のコンプライアンス委員会の下に「反社会的勢力対応専門部会」を設置している。
- ② 社内体制の整備状況
 - イ. 対応統括部署
統括部署：コンプライアンス統括部
責任者：(本社) コンプライアンス統括部長
(支店) 主に内部管理責任者
 - ロ. 外部の専門機関との連携
反社会的勢力による不当要求に備え、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係の構築を図っている。
 - ハ. 反社会的勢力に関する情報の収集・管理
反社会的勢力の情報を集約し、データベースの構築を行っている。
 - ニ. 社内規則の整備
「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」ならびに「反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、次のとおり実務面での対応方針、具体的な対応方法を周知徹底している。
 - ・営業部店頭窓口での新規口座開設手続き時のフィルタリング実施、新規口座開設チェックリストの作成
 - ・新規顧客に対しては、あらかじめ、反社会的勢力でない旨の確約を受領
 - ・既存顧客が反社会的勢力等と判明した場合には、当該取引関係の可及的速やかな解消
 - ・約款・規程集に反社会的勢力排除条項を記載
 - ・反社会的勢力への対応について、「基本方針」を店頭・HPで告知
 - ・疑わしき取引の届出制度（マネーロンダリング防止対策の一環）の活用
 - ホ. 研修活動の整備
当局等が開催する不当要求防止責任者講習・研修会等に参加し、反社会的勢力からの不当要求への対応方法等について従業員に対する指導を行う。統括部署（コンプライアンス統括部）は、役職員に対し、反社会的勢力への対応要領および反社会的勢力に関する情報の管理要領等について社内研修を実施する。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		14,062
受入手数料		10,260
委託引受け・売却し・特定投資家向け売却勧誘等の手数料	5,366	
募集・売却し・特定投資家向け売却勧誘等の取扱手数料	74	
その他の受入手数料	3,319	
トレディング損益	1,499	
金融取引収益		3,488
信用取引配当	181	
受取債権利息	20	
受取債権利息	44	
その他の金融収益	15	
その他の営業収益	0	
金融費用		262
信支の払戻金	41	
信支の払戻金	44	
信支の払戻金	0	
純営業収益		13,976
販売費・一般管理費		11,499
営業利益		2,477
営業外収益		424
受雑業外取配当金	108	
受雑業外取配当金	316	
営業外費用		54
雑損	54	
経常利益		2,847
特別利益		173
金融商品取引責任準備金戻入	6	
金融商品取引責任準備金戻入	167	
特別損失		92
投資有価証券売却損	28	
投資有価証券売却損	13	
減価償却損	11	
減価償却損	38	
税引前当期純利益		2,928
法人税、住民税及び事業税	313	
法人税、住民税及び事業税	1	
当期純利益		2,612

株主資本等変動計算書

(自 平成24年4月1日
至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本	
資本金	
当期首残高	12,272
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	12,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	4,294
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4,294
その他資本剰余金	
当期首残高	4,342
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	4,342
資本剰余金合計	
当期首残高	8,637
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	8,637
利益剰余金	
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	7,247
当期変動額	
当期変動額合計	—
当期末残高	7,247
繰越利益剰余金	
当期首残高	571
当期変動額	
剰余金の配当	△185
当期純利益	2,612
当期変動額合計	2,427
当期末残高	2,998

科 目	金 額
利益剰余金合計	
当期首残高	7,818
当期変動額	
剰余金の配当	△185
当期純利益	2,612
当期変動額合計	2,427
当期末残高	10,246
自己株式	
当期首残高	△1,010
当期変動額	
自己株式の取得	△3
当期変動額合計	△3
当期末残高	△1,014
株主資本合計	
当期首残高	27,718
当期変動額	
剰余金の配当	△185
当期純利益	2,612
自己株式の取得	△3
当期変動額合計	2,424
当期末残高	30,142
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	443
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,110
当期変動額合計	3,110
当期末残高	3,554
評価・換算差額等合計	
当期首残高	443
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,110
当期変動額合計	3,110
当期末残高	3,554
純資産合計	
当期首残高	28,162
当期変動額	
剰余金の配当	△185
当期純利益	2,612
自己株式の取得	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,110
当期変動額合計	5,534
当期末残高	33,696

注 記 事 項

1. 当社の計算書類は「会社計算規則」（平成18年2月7日法務省令第13号）および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）ならびに「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和49年11月14日付 日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

(1) トレーディング商品（売買目的有価証券）

①目的と範囲

自己の計算に基づき、時価の変動または市場間の格差等を利用して利益を得ること、およびそれらの取引により生じ得る損失を減少させることを目的としております。

その範囲は、有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引等であります。

②評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

(2) トレーディング商品に属さない有価証券等

その他有価証券

①時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価との評価差額を全部純資産直入する方法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

②時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）については定額法）によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	14～50年
器具・備品	5～10年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、平成20年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 特別法上の準備金

金融商品取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を、金融商品取引責任準備金として計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税の会計処理方法は、税抜方式により処理しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 資産につき設定している担保権の明細

(単位：百万円)

担保権によって担保されている債務		担保に供している資産			
内 容	対応債務残高	建 物	土 地	投資有価証券	合 計
信用取引借入金	663	—	—	—	—
短期借入金	2,720	1,612	1,288	6,614	9,515
金融機関借入金	2,470	1,612	1,288	5,761	8,662
証券金融会社借入金	250	—	—	853	853
計	3,383	1,612	1,288	6,614	9,515

(注) 上記以外に担保等として差入れている資産は次のとおりであります。

- (1) 信用取引借入金の担保として、信用取引受入保証金代用有価証券378百万円、自己融資見返株券566百万円、および信用取引の本担保証券667百万円を差入れております。
- (2) 金融商品取引所への長期差入保証金代用有価証券として、投資有価証券118百万円を差入れております。
- (3) 先物取引証拠金等の代用（顧客の直接預託に係るものを除く）として、投資有価証券841百万円、および自己融資見返株券92百万円を差入れております。
- (4) 信用取引貸証券は486百万円であります。

2. 担保等として受け入れた有価証券	
信用取引貸付金の本担保証券	12,985百万円
信用取引借証券	486
受入保証金代用有価証券	16,152
信用取引受入保証金代用	15,809
先物取引受入証拠金代用	340
その他の受入保証金代用	2
計	29,624
3. 有形固定資産の減価償却累計額	4,552百万円

[損益計算書に関する注記]
該当事項はありません。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数
 普通株式 77,289,033株
2. 当事業年度の末日における自己株式の数
 普通株式 3,153,459株
3. 剰余金の配当に関する事項
 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	185	2.5	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	利 益 剰余金	889	12	平成25年3月31日	平成25年6月27日

4. 自己株式および発行済株式に関する事項
 重要な増減はありません。

[減損損失に関する注記]

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
東京都中央区	ディーリング部	器具備品およびソフトウェア	11

当社は、ディーリング部について、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、グルーピングを行っております。

当該ディーリング部については、時価の変動や市場間格差等を利用して利益を得ることが見込めなくなったことから、平成24年12月31日付で廃止する意思決定を行いました。これにより、当資産グループのうち、廃棄するものについて、帳簿価額を備忘価額1円まで減額し、当該減少額11百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産	(単位：百万円)
繰延税金資産	
賞与引当金	388
その他	117
繰延税金資産小計	505
評価性引当額	△ 505
繰延税金資産合計	—
(2) 固定資産（負債）	
繰延税金資産	
減価償却費	24
退職給付費用	896
繰越欠損金	521
未払役員退職慰労金	126
ゴルフ会員権評価損	28
金融商品取引責任準備金	24
投資有価証券評価損	751
減損損失	178
資産除去債務	114
その他	6
繰延税金資産小計	2,674
評価性引当額	△2,674
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,450
資産除去債務に対応する除去費用	△46
繰延税金負債合計	△1,496
繰延税金資産（負債）の純額	△1,496

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目別の内訳
(単位：%)

法定実効税率	38.0
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.8
住民税均等割	0.8
評価性引当額の増減	△26.0
その他	△1.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>10.8</u>

[退職給付に関する注記]

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は退職金制度として、退職一時金制度および確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

イ. 退職給付債務	△2,728
ロ. 年金資産	—
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△2,728
ニ. 未認識数理計算上の差異	141
ホ. 未認識過去勤務債務	92
ヘ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△2,494
ト. 前払年金費用	—
チ. 退職給付引当金 (ヘ-ト)	<u>△2,494</u>

3. 退職給付費用に関する事項 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

イ. 勤務費用	118
ロ. 利息費用	51
ハ. 期待運用収益	—
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	△3
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	19
ヘ. 確定拠出年金への掛金支払額	112
ト. 退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	<u>299</u>

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.1%
ハ. 期待運用収益率	—
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法によっております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	10年 (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。)

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

1. 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	7百万円
2. 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	7百万円
3. 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	0百万円

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の主たる事業は、有価証券の売買、売買の取次ぎ、引受・売出しおよび募集・売出しの取扱い等の業務を中核とする第一種金融商品取引業であります。

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金・預金は運転資金であります。余剰時には信用取引の自己融資に振り向けております。預託金は、金融商品取引法に基づく顧客分別金の信託額等であります。トレーディング商品は、収益確保のための純投資等であります。投資有価証券は、主に政策投資株式会社であります。これは、経営会議または取締役会において投資あるいは売却につき審議しております。信用取引資産については、顧客の信用取引における買建金額および売建金額の証券金融申込金額であります。売建てについては、すべて証券金融会社からの借株によっております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については、資金需要に応じて増減させることを基本としておりますが、資金余剰時においても、緊急時の対応や金融機関との良好な関係を保つため、最低限の借入は維持しております。また借入実績のない金融機関に対しても借入枠を確保するよう努めております。預り金については、主に顧客との取引に伴い発生する一時的な口座残金であります。信用取引負債については、顧客の売建金額および証券金融会社から融資を受けている買建金額であります。証券金融会社から融資を受けている金額については、極力自己資金との差替え（自己融資）を実施し、支払利息の削減に努めております。受入保証金については、顧客の信用取引や先物取引に伴い受入れている担保金であります。

デリバティブ取引については、主に外国債券の販売に伴う為替予約取引を行っております。

(2) 金融商品の内容およびリスクならびにリスク管理体制

金融資産の主なものには現金・預金、預託金、トレーディング商品、投資有価証券、信用取引資産があります。現金については、紛失・盗難リスクがありますが、顧客との決済を振込みに限定し、必要最小限の残高にとどめております。預金については、国内預金はペイオフへの対応として当座預金および普通預金（決済性預金）のみとしております。外貨預金については、金融機関の信用リスクおよび為替変動リスクがありますが、有価証券の決済資金のみの取引に限定しております。預託金は、その内容が顧客分別金信託ですが、信用力の高い金融機関に信託しております。トレーディング商品は、主に国内外の債券であり、為替変動リスク、金利変動リスク、信用リスク等がありますが、保有額を自社で設定した限度枠内にとどめることで管理しております。投資有価証券は、主に国内の上場・非上場の政策投資株式会社であり、価格変動リスク、信用リスクがありますが、その運用について経営会議や取締役会において慎重に検討しております。信用取引資産については、顧客に対する与信金額の貸倒れリスクがありますが、顧客管理に関する社内ルールで定めた委託保証金率に基づいて担保を受け入れ、日々、営業部および本社管理部門にて与信管理を行っております。

金融負債の主なものには借入金、預り金、信用取引負債、受入保証金があります。借入金については、金利変動リスクがありますが、主に短期の借入れとすることによりリスクを抑制しております。また、資金調達ができなくなる流動性リスクについては、借入枠の確保や自己融資から信用取引借入金へ振り向けることにより対応しております。預り金、信用取引負債および受入保証金については、リスクはありません。

デリバティブ取引については、主に外国証券の販売に伴う銀行との為替予約取引で顧客の実需に対応するものであり、実質的な為替変動リスクを負うものではありません。

トレーディング商品およびデリバティブ取引については、リスク管理部において日々監視および検証を行い、その結果を内部管理統括責任者等に報告しております。また、市場リスクの限度枠については、市場の変動や財務の健全性を勘案して市場リスクの検証を行いつつ、必要に応じ見直しを行っております。

(市場リスクに関する定量的分析)

当社は、市場リスクに関して定量的分析を行っておりません。

なお、金利変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は商品有価証券に分類される債券であります。その他のすべてのリスク変数が一定の場合、平成25年3月31日現在の金利が、10ベーシスポイント（0.1%）低ければ、その時価は17百万円増加し、10ベーシスポイント高ければ、17百万円減少するものと考えられます。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金・預金	15,182	15,182	—
(2) 預託金	10,901	10,901	—
(3) 商品有価証券等および投資有価証券	10,447	10,447	—
① 売買目的有価証券	2,797	2,797	—
② その他有価証券	7,649	7,649	—
(4) 信用取引資産	13,197	13,197	—
① 信用取引貸付金	12,977	12,977	—
② 信用取引借証券担保金	219	219	—
(5) 募集等払込金	2,738	2,738	—
資産計	52,466	52,466	—
(1) 短期借入金	2,970	2,970	—
(2) 預り金	10,262	10,262	—
(3) 信用取引負債	1,371	1,371	—
① 信用取引借入金	663	663	—
② 信用取引貸証券受入金	708	708	—
(4) 受入保証金	1,205	1,205	—
(5) 約定見返勘定	2,145	2,145	—
負債計	17,955	17,955	—
デリバティブ取引（※）			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	4	4	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しておりますが、合計で正味の債務となるものはありません。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 預託金

時価は、帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 信用取引資産、(5) 募集等払込金

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 商品有価証券等および投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または金融機関が提示している価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

① トレーディングに係るもの (商品有価証券等 (売買目的有価証券))

種類	資産	
	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
債券		△17

② トレーディングに係るもの以外

イ. その他有価証券 (株式)

種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	2,520	7,536	5,015
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	124	113	△10
合計	2,645	7,649	5,004

ロ. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (株式)

売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
240	173	33

負債

(1) 短期借入金、(2) 預り金、(3) 信用取引負債、(4) 受入保証金、(5) 約定見返勘定

時価は、短期間で決済されることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 (通貨関連)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	33	—	0	0
	豪ドル	47	—	1	1
	南アフリカランド	18	—	2	2
	買建				
	米ドル	18	—	0	0
	合計	117	—	4	4

(注) 為替予約取引の時価の算定方法は、貸借対照表日の先物為替相場によっております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、前表「資産 (3) ②の
他有価証券」には含まれておりません。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
①非上場株式 (※1)	418
②投資事業有限責任組合 (※2)	72

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められること
から時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 投資事業有限責任組合は、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認め
られるもので構成されていることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金・預金	15,182	—
預託金	10,901	—
信用取引資産	13,197	—
募集等払込金	2,738	—
合計	42,019	—

(注4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
短期借入金	2,970	—
信用取引借入金	663	—
合計	3,633	—

[資産除去債務に関する注記]

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社の営業店舗には、自社物件と賃借物件のものがあり、自社物件については解体工事のうち建設リサイクル法に係る支出部分、賃借物件については退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間は15年から50年と見積り、割引率は国債の利回りを基に1.4%から2.2%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	307百万円
不動産賃貸借契約に伴う増加額	9百万円
時の経過による調整額	6百万円
期末残高	<u>322百万円</u>

[1株当たり情報に関する注記]

1株当たり純資産額	454円53銭
1株当たり当期純利益	35円24銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年4月30日

水戸証券株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奈尾光浩 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤武 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、水戸証券株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、継続的な改善が図られていると認められ、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において取締役等からは開示すべき重要な不備に該当する事項が存在しない旨及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからは開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月7日

水戸証券株式会社	監査役会
常勤監査役	松 延 政 利 ㊟
常勤監査役	猪 狩 久 夫 ㊟
社外監査役	大 野 了 一 ㊟
社外監査役	尾 林 雅 夫 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、財務体質の強化と今後の事業展開に備え内部留保の充実に努めるとともに、安定的かつ継続的な配当を維持することを勘案しつつ、業績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。当期の配当金につきましては、そうした方針を踏まえたうえで株主の皆さまに還元させていただくものであります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
 当社普通株式 1株につき金12円 総額889,626,888円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
 平成25年6月27日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 尾坂周作、大前哲也、志賀功一の3氏の任期が満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	ま どの しゅう じ 真 殿 修 治 (昭和36年9月8日生) <新任>	昭和59年4月 野村證券株式会社入社 平成3年4月 株式会社大和銀行出向 平成18年7月 日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー株式会社取締役兼務 平成19年4月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社入社 トヨタFS証券株式会社(現 東海東京証券株式会社) 出向 顧問 平成19年7月 同取締役 平成21年7月 同常務取締役 平成22年4月 東海東京証券株式会社執行役員 平成24年3月 当社入社 平成24年4月 常務執行役員営業第二ブロック長 平成25年4月 常務執行役員監査部担当 現在に至る	11,084株
2	う お づ と お る 魚 津 亨 (昭和34年10月1日生) <新任>	昭和58年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 平成21年4月 株式会社みずほコーポレート銀行事務統括部部長 平成24年7月 同行事務サービス推進部部長 平成25年4月 同行執行役員大企業法人ユニット長付 審議役 平成25年5月 当社入社 顧問 現在に至る	0株
3	い し い かつ の り 石 井 勝 範 (昭和32年2月26日生) <新任>	昭和54年4月 当社入社 平成17年11月 総務部長 平成20年7月 執行役員総務部担当 平成20年8月 執行役員人事・研修部、総務部担当 平成22年3月 執行役員人事・研修部長 平成23年3月 執行役員人事・研修部担当 平成24年4月 執行役員人事部、総務部担当 平成25年4月 執行役員人事部担当 現在に至る	18,668株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 大野了一、尾林雅夫の両氏の任期が満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 および当社における地位	所有する当社株式の数
1	おのりょういち 大野了一 (昭和24年4月24日生)	昭和51年10月 司法試験合格 昭和54年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 虎ノ門南法律事務所弁護士 平成14年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 虎ノ門南法律事務所 パートナー弁護士	13,550株
2	おばやしまさお 尾林雅夫 (昭和32年12月2日生)	昭和55年8月 富山 哲税理士事務所(現 税理士法人 日本橋総合会計) 入所 平成17年6月 当社監査役 平成24年10月 佐藤製薬株式会社 社外監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 税理士法人 日本橋総合会計 代表社員 佐藤製薬株式会社 社外監査役	3,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 大野了一氏および尾林雅夫氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役の選任理由について
 (1) 監査役候補者 大野了一氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって11年であります。
 (2) 監査役候補者 尾林雅夫氏は、税理士としての深い経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、選任をお願いするものであります。
 なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
 4. 当社は、大野了一氏および尾林雅夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、両氏が社外監査役に就任した場合、当該契約を継続する予定です。
 (P12の4.社外役員に関する事項(2)責任限定契約に関する事項をご参照ください。)
 5. 当社は、大野了一氏および尾林雅夫氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案において両氏の選任が承認可決された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

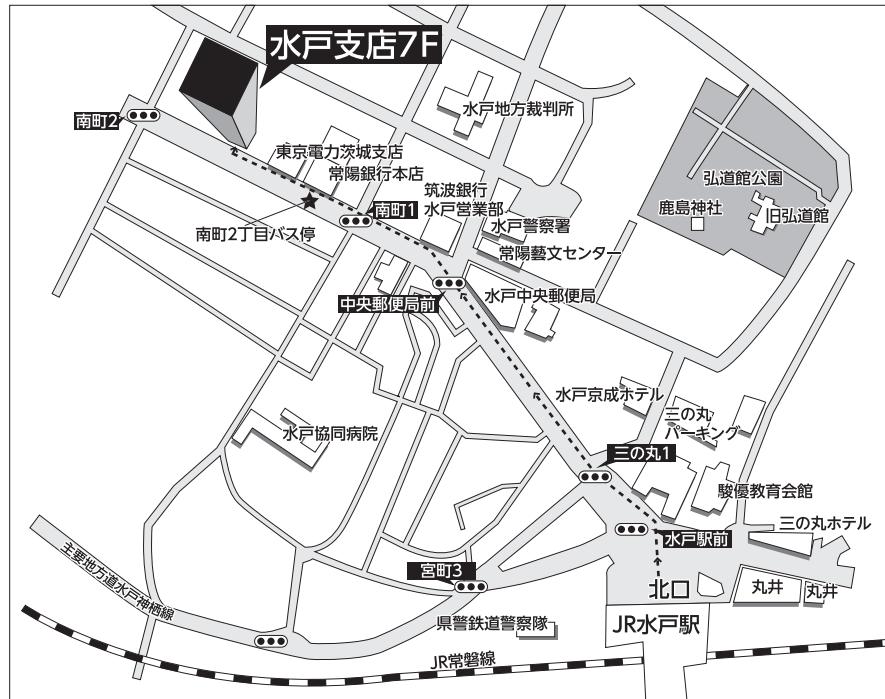
氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況 および当社における地位	所有する当社 株式の数
はね いし りゅう じ 羽 石 龍 司 (昭和17年9月28日生)	昭和41年4月 大正海上火災保険株式会社(現 MS&ADホールディングス株式会社) 入社 平成6年6月 三井海上火災保険株式会社(現 MS&ADホールディングス株式会社) 融資部長 平成9年4月 三井海上投資顧問株式会社取締役 平成14年12月 三井住友アセットマネジメント株式会社顧問 平成15年3月 同社 退職 平成16年4月 東京簡易裁判所民事調停委員 平成18年6月 当社補欠監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 補欠の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 羽石龍司氏は補欠の社外監査役候補者であり、監査役 大野了一氏および尾林雅夫氏の補欠として選任をお願いするものであります。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。
3. 羽石龍司氏は、長年金融業務に携わっており、社外監査役に就任した場合、その高い専門知識を十分に活かし、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者が監査役に就任された場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項が定める限度額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
(P12の4.社外役員に関する事項(2)責任限定契約に関する事項をご参照ください。)

以上

株主総会会場ご案内図

会場 茨城県水戸市南町二丁目6番10号
当社水戸支店 7階会議室
電話 (03)6739-0310(大代表)



最寄駅 JR水戸駅下車北口より徒歩約15分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。